

農業委員会定例会 11月

1. 開催日時 令和3年11月19日 午後1時30分～
2. 開催場所 サン・オリーブ・ホール
3. 欠席委員 職務代理、6番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第3号 非農地証明願承認について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
5. その他
6. 会議の概要

と判断しています。

議長 地元委員さんは欠席ですが、事務局で何か聞いていますか。

事務局 職務代理から聞いた話では、■■■さんは職務代理の身内の方で、(土地の)管理も職務代理が行っていました。今回、■■■■■が間に入って売買をするそうです。特に問題はないとおっしゃっていましたが、この土地が農振農用地かどうかを気にされていました。この土地のすぐ北側までは農用意区域ですが、この土地は違います。特に農振除外という話にはなりません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第2号(農地法第5条の規定による許可申請)の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■畑 3,150㎡ について■■■■■の■■■■■が、隣接する雑種地(■■■■■11,667㎡)と併せてその敷地を拡張し、■■■■■を整備するための転用申請となっています。■■■■■は、申請地の■■■にある■■■■■でできた■■■■■の出荷が減少し、多くなった■■■■■、5月定例会で審議いただき転用許可を得た■■■■■に続き、■■■■■のある隣接地に■■■■■を確保することとしています。転用に係る造成については、大型土嚢を境界の1メートル内側に設置し、1.40メートルから4.62メートルまでの盛土を行い、0.98メートルから3.51メートルまでの切土を行うほか、勾配1:1.0、1:1.54とする法面に植生で保護する計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置しU型溝を接続し西側隣接農道のU型側溝に自然勾配で排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものではなく、砂防指定地内にあるものの香川県から転用に對し条件付きで許可されており、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。

また、本転用案件は、その面積が2,000㎡以上であるため、香川県農業会議が開催する常設審議委員会においても審議し、意見を聴くこととなります。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 事務局から説明があったとおり、今年の5月に■■■■から申請がありましたが、5月の件は、大型土嚢を積んできちんと対処していました。今回の申請地は、5月の申請と一緒に行う予定でしたが、砂防地の関係があり、まだ終わっていなかった県との話し合いが決着したということで、今になったそうです。現地は、前に■■■■が■■■■を耕作していたということで、大きな木もなく問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとし、常設審議委員会に諮ります。

続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■■■■在住の■■■■さん所有の■■■■畑 339㎡ について■■■■の■■■■さんが、雑種地と雑種地の一部と宅地の一部（■■■■ 125.84㎡）を■■■■とし、隣接する雑種地（■■■■ 356㎡）と併せて■■■■を建築し、■■■■を整備するための転用申請となっています。■■■■さんは、現代の顧客ニーズに適した■■■■を建築し、■■■■を計画していますが、建築地の敷地だけでは■■■■ないため、■■■■申請地を8■■■■

が可能なとして確保し、建築することとしています。

転用に係る造成については、南側と西側に約 1.22 メートルまでの石積擁壁を設置し、花崗土で約 0.54 メートルまでの盛土を行う計画となっています。また、雨水については自然浸透により排水する計画となっています。申請地は第 2 種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席ですが、事務局で何か聞いていますか。

事務局 6 番委員からは、特に問題ないと聞いています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第 3 号（非農地証明願承認）の 1 番と 2 番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 1 番は、在住のさん所有の
畑 631 m² について
2 番は、在住のさん所有の
畑 823 m² について

長年に渡り耕作放棄状態が続き、山林化したため農地として復旧することが困難となったものです。他の 1 筆（山林）とあわせて筆界未定地であるものの、全体が山林化し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席ですが、事務局で何か聞いていますか。

事務局 職務代理からは、この件は何も伺っていませんが、事務局で現地確認を行っています。現地は、この（議案（図面）の）航空写真のとおり入っている状態ではありませんでした。

議長 航空写真のとおり、山林化していたようです。この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■■府在住の■■■■さん所有の■■■■田 636㎡ について■■■■の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席ですが、事務局で何か聞いていますか。

事務局 職務代理からは、こちらの申請地は、今から10年ぐらい前の■■■■に■■■■さんが勤務していた時から、■■■■さんが耕作しており、今回、利用権設定という形で申請が出されたものと聞いています。

議長 この件について意見はありますか。■■■■さんは島の方ですか。

7番委員 ■■■■から来られました。

議長 ■■■■の方ですか。であれば、わかります。精力的にされているので、認定新規就農者になることを勧めてみてはどうですか。

事務局 (■■■■さんは) ■■■■にずっと勤めていましたが。

議長 もう辞めて3～4年目になります。是非、頑張ってもらいたいです。他に意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■■在住の■■■■さん、■■■■さん共有の■■■■田 852㎡ について■■■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は3年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 現在、何もつくられていませんが、トラクターできれいに耕した跡があり、更新ですので問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■■■■在住の■■■■さん所有の■■■■畑 672㎡ について■■■■の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし

ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 これは、■■■さんから連絡がありました。現地を見に行っただものの、近所には誰もいませんでしたが、(議案(図面)の地図上で、)この土地の■■■にあるの■■■さんの家と思われます。■■■さんは、■■■さんの■■■で、親戚筋になります。現在、立派な■■■と■■■、植えて間もない■■■が十数本あり、耕した後もあり、何ら問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第4号(農用地利用集積計画(利用権設定))の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、■■■在住の■■■さん所有の■■■畑 1,039㎡ について(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■の■■■に貸し付けるものです。申請地では、■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席ですが、事務局で何か聞いていますか。

事務局 職務代理からは、機構を通しては新規ですが、基盤法で利用権設定をしていたところなので、更新のようなもので、前から耕作されていた土地ということで、問題ないとのこと。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
皆さんの協力のおかげで、スムーズに審議することができました。議案の
審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

閉 会 午後1時55分

議 長 会長

議事録署名人 4番

議事録署名人 5番